

社団法人 浜松市医師会定款

昭和22年 8月20日議決
昭和24年 3月23日改正
昭和24年 8月 2日改正
昭和25年12月10日改正
昭和30年 3月 5日改正
昭和32年 3月21日改正
昭和42年 3月11日改正
昭和58年 5月 4日改正
平成 17年 7月 1日改正

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は「浜松市医師会」と称し、事務所を浜松市鴨江2丁目 11番2号に置く。

第2章 会員

第2条 本会は平成 17年 7月 1日の合併前の浜松市を区域とし、その区域内において就業所（診療に従事していない者については住所）を有する医師は会員になることができる。

2. 会員になろうとする者は別に定める様式によって入会の手続きをしなければならない。
3. 入会の際届け出た事項に異動を生じたときは、別に定める様式によって届け出なければならない。
4. 会員が退会をしようとするときは、別に定める様式により届け出なければならない。

第3条 会員は、同時に静岡県医師会々員及び日本医師会々員となることができる。

第4条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の尊厳と信頼とを得ることに努めなければならない。

第5条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。

第6条 会員であって、その業務上権利を侵害されまたは名誉を毀損されたと認めるときは、これを本会に申告することができる。

2. 前項の申告があったときは、これを理事会の議に付して申告に理
がある」と認めるときは相当の保護を与えなければならない。

第7条 会員であって、次の各号の一に該当するものは理事会の議を経て
戒告または除名されることがある。

- 1) 医師の倫理に違背し会員たるの名誉または本会の名誉を毀損
したもの
 - 2) 本会の定款または決議に違反し若しくは秩序を乱したもの
 - 3) 会費を1年以上納入しないもの
2. 前項の規定により除名する場合は、その会員に対し、あらかじめ
その旨を書面で通知するとともに、除名の議決の前に弁明の機会
を与えなければならない。
 3. 戒告又は除名したときは、会長は、遅滞なくその氏名及び事由の
概要を、会員及び本人に通知するものとする。

第3章 目的及び事業

第8条 本会は医道の昂揚、医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、
もって社会福祉を増進することを目的とし次の事業を行う。

- 1) 医道の振作、昂揚に関する事項
- 2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
- 3) 医療の普及指導に関する事項
- 4) 医師の補習教育に関する事項
- 5) 医事衛生の調査研究に関する事項
- 6) 医業経営の改善に関する事項
- 7) 医療資材の改良に関する事項
- 8) 会員の相互扶助に関する事項
- 9) 准看護師を養成する事項
- 10) その他目的達成上必要な事項

第4章 役員その他

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副会長	2 人
理 事	13 人以上 16 人以内
監 事	2 人

2. 会長及び副会長は理事とする。

第10号 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3. 理事は会務を処理する。

4. 理事は予め会長の定めた順位により、会長及び副会長が共に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が共に欠けたときは、その職務を行う。

5. 監事は会務を監査する。

第11条 役員が法令、定款若しくは決議に違反しまたは役員たるの品位を著しく毀損したときは理事会の決議を経て、会長はその役員を解任することができる。

第12条 役員は在期間は2年とする。

2. 任期満了しても後任者が職務を行うまでは、その職務を行わなければならない。

第13条 会長は総会の決議を要する事項であって臨時急施を要し総会を招集する暇がないと認めるときはこれを専決処分することができる。

2. 前項の場合においては、会長は次の総会においてその承認を求めなければならない。

第14条 会長、副会長、理事及び監事は総会において出席会員の投票により会員中より選挙する。

2. 選挙に関し必要な事項は細則をもって別に定める。

第15条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行う。

2. 補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は会長これを推薦し総会の承認を求むるものとする。

3. 顧問は会長の諮問に応じる。

4. 顧問の任期は会長の任期による。

第5章 会議

第17条 会議は総会及び理事会とする。

第18条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は毎年1回3月、会長がこれを招集する。
但し、時宜により会期を変更することができる。
3. 臨時総会は会長が必要と認めた場合に招集する。
4. 3分の1以上の会員が会議の目的である事項並びにその理由を示して臨時総会招集の請求をしたときは会長はできるだけ早く招集しなければならない。
5. 総会の招集は緊急の場合を除き少なくとも開催5日前までに会議の目的事項、日時及び場所を示して会員に通知しなければならない。

第19条 次ぎに掲げる事項は総会の承認または決議を経なければならない。

- 1) 収支予算
 - 2) 事業計画
 - 3) 経費の分賦、徴収に関する事項
 - 4) 収支決算
 - 5) 借入金（年度内において償還する借入金を除く）
 - 6) 重要な財産の造成、管理方法及び処分
 - 7) 定款の変更
2. 会長は次の事項を総会に報告しなければならない。
- 1) 庶務及び会計報告
 - 2) 事業報告

第20条 総会は会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 総会の承認及び決議は出席者の多数決による。可否同数の場合は議長が決める。
但し定款の変更は出席者の3分の2以上の同意を要する。

第21条 総会には会員の中から議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2. 議長、副議長の任期は役員と同じくする。

第22条 総会の議長に故障があるとき、または議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行う。

第23条 議長及び副議長は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 24 条 議事に関しては総会の決議を経て別にこれを定める。

第 25 条 会長は総会において決議した事項を会員に通知しなければならない。

第 26 条 本会総会において静岡県医師会代議員及び予備代議員を選挙する。

2. 選出方法は静岡県医師会において定めたものによる。

第 27 条 理事会は理事をもって構成し会長がこれを招集しその議長となる。

2. 理事の過半数または監事総員から理事会招集の請求があった場合には会長はできるだけ早くこれを招集しなければならない。

第 28 条 次の事項は理事会の決議を経なければならない。

1) 総会の招集及び提案すべき事項

2) 職制その他会務執行に関する規定

3) その他重要な会務

第 29 条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第 30 条 会長は必要と認めるときは委員会を設置することができる。

第 6 章 団体契約並びに建議

第 31 条 本会は公衆衛生上重要な医療及び保健指導については団体契約を締結することができる。

第 32 条 本会は医療及び保健指導の改良発達に関して行政庁に対し建議を行うことができる。

第 7 章 会計

第 33 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第 34 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条 本会は総会の決議を経て、特別会計を設定することができる。

2. 特別会計に関する規定は別にこれを定める。

第 36 条 各会計年度における経費の定額はその年度の歳入でこれを支弁する。

第 37 条 本会は出納上必要がある時は一時借入金をするることができる。一時借入金は当該年度の歳入をもってこれを償還する。

第 38 条 各年度の総予算は、会長がこれを編成し総会の決議を経なければ

ばならない。既定予算の追加または更正をしようとするときも亦同様である。総予算を総会に付議するときは財産目録を提出しなければならない。

第 39 条 予算外の支出若しくは予算超過の支出に充てるため予備費を設けることができる。

2 . 予備費は総会の否決した費途に充てることができない。

第 40 条 歳計に剰余があるときはその翌年度の歳入に繰り入れる。

2 . 総会の議決を経てその 2 分の 1 以内を別途積み立てることができる。

第 41 条 数年を期して行う事業で継続費として総額を定めたものは各年度の支出残高を事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。

雑 則

第 42 条 本会の職員の任免、給与、分限及び執務に関して必要な事項は会長がこれを定める。

附 則

この改正定款は認可の日より施行する。

(参考) 昭和 22 年 11 月 10 日認可

昭和 32 年 4 月 27 日改正認可

昭和 42 年 4 月 11 日改正認可

昭和 58 年 5 月 4 日改正認可

平成 17 年 7 月 1 日改正認可